



Estate（故人の遺産）のため、EIN番号はどの様に取得するのか

EIN番号とは

EIN番号とは、IRS（アメリカ合衆国内国歳入庁）が、一般的に企業等に付与する9桁の番号になります。しかし、EIN番号は、Estate（故人の遺産）やトラスト（信託）等にも付与されることが可能です。

プロバート（検認手続き）の際、故人が亡くなってしまうと、生前の口座が不能になってしまうため、Estate（故人の遺産）のためのEIN番号を銀行に持って行き、Estate（故人の遺産）の口座を設立してもらう必要があります。トラスト（信託）の場合、被相続人が亡くなってしまくと、その被相続人とは独立したエンティティーになってしまうため、独自のID番号として、EIN番号を取得する必要があります。

EIN番号はどの様に取得するのか

EIN番号は、SS-4という書面を、IRSに提出することによって、取得することが可能です。故人がアメリカでソーシャル・セキュリティ番号を所持していた場合、オンライン申請をすることができます。しかし、故人が外国で亡くなり、アメリカでソーシャル・セキュリティ番号を所持していなかった場合、SS-4の書面を、ファックス、または郵便にて、IRSに提出しなければいけません。オンライン申請の方が、早く番号を取得することができますが、ファックスや郵便の場合、時間がもっと掛かります。

まとめ

EIN番号は、企業等のためだけでなく、Estate（故人の遺産）やトラスト（信託）においても、大切な役割を果たすことを知っておくべきです。

お客様の声

アメリカの弁護士の先生という、相談しにくいイメージがあるようですが、本郷先生は優しく話しやすいので、みなさん安心されるのだと思います。本郷先生はフォローアップもまめにきちんとされているのも嬉しい点です。

ホノルル Sachiko Trillo

東京都 K.A.

本郷先生は専門的な事も丁寧に説明して下さいとても感じの良い対応に感謝しております。依頼を引き受けて頂きましたことは心強かったです。

個人のトラストの相談のみならず、会社の法的な相談も丁寧に対応していただきました。コストも良心的でフォローアップも的確です。

ロサンゼルス、会社経営、S. Suzuki

大阪 瀬戸充子

親切に対応して頂いて感謝しています。事務所がワイキキで自宅から近くて良かったです。

家族がハワイに所有している二つのコンドミニアムを、私が相続することになりました。私の依頼を一年という短期間で済ませていただき、大変感謝しております。

ワイキキ 杉山

那須 坂本修一

ハワイ不動産の相続時に問題になるプロバートの対策について、わかりにくい点も細かく丁寧に説明をいただき当社のお客様にも非常に満足いただきました。パスポート認証についてもお客様にお手間なくお手続きできる点も助かります。本郷先生は何でも相談できる心強い存在です。

ハワイの不動産登記や相続に関する法律は日本と異なり、ましてや英語では敷居が高くて困っていましたが、本郷先生は、日本語で込み入った相談をすることができ、納得のいくご説明をいただきました。今後もよろしくお願いいたします。

ホノルル K. Iwasaki

リストサザビーズインターナショナル

リアルティ 東京オフィス 大橋

本郷さんに不動産の相続の遺言で大変お世話になりました。日本に来ていただき大変助かりました。

トラスト作成は、私たち夫婦にとって長年の懸案事項でした。本郷弁護士に日英両語で迅速に対応していただいたお陰で、安心して次のステージを考えていけそうです。心から感謝しています。

川崎 S.T.

ホノルル A.P.ご夫婦

電話またはメールにてご連絡ください。遺産相続やキャプティブ保険等について何かご質問がありましたら、お気軽にお電話ください。本郷 電話番号 (808) 237-9944、または yuka.hongo12@gmail.com にご連絡下さい。

弁護士、本郷友香（ほんごう ゆか）の紹介

本郷友香は、ハワイ州ホノルル市にて、自身の法律事務所を運営している、遺産相続分野で信頼の高い弁護士です。弁護士業は10年におよび、日英両語共に堪能です。



専門分野：プロバートやTransfer on Death Deed等を含む、遺産相続に関するサービスを提供しています。また、ハワイ州でのキャプティブ保険会社の設立や、設立後の維持管理等を含むサービスも提供しています。

学歴：2000年に、オーバリン・カレッジ（オハイオ州オーバリン市）にて、経済学と東アジア研究学の学士号を取得し、卒業しました。2004年に、ロヨラ法科大学院（カリフォルニア州ロサンゼルス）にて、法学博士の学位を取得し、卒業しました。

弁護士会員：本郷は、ハワイ州、カリフォルニア州、ワシントンD.C.およびニューヨーク州の弁護士資格を有しています。また、ハワイ州弁護士のInternational Law Sectionの会員です。

その他の資格：本郷は、米国における外国人のために米国個人納税者番号を取得できるエージェン資格を有しています。更に、生命保険エージェンと公証人の資格も有しています。また、日英両語の複雑な翻訳経験もあります。

多文化への理解：本郷は、日米両国での生活・就業経験があり、その両方の文化について深く理解しています。更に、外国人と共に働くことや国際的な案件を手がけることに精通しています。

会計の経験：本郷は、過去数年間、米国の大手会計事務所の東京事務所にて勤務経験があり、国境を越えた取引から生じる税的、または法的な問題に広範に関わった経験があります。

セミナー等：本郷は、ハワイでのTransfer on Deedや信託（Trust）等に関して、日本でセミナー講演をした経験があります。

住まい&趣味：本郷は独身で、ハワイ州ホノルル市に在住しており、新しいレストラン等を開拓するのを楽しんでいます。

お友達のご紹介
こちらのニュースレターの受信を希望されるお友達がいらっしゃいましたら、その方のお名前とメールアドレスをお知らせ下さい。私共の配布リストに加えさせていただきます。宜しくお願ひします。Facebook、Linkedln、Twitter、YouTubeでも本郷と繋がることができます。

Facebook, LinkedIn, Twitter, YouTube icons
遺産相続・キャプティブ保険弁護士、本郷友香
本郷法律事務所
2155 Kalakaua Avenue, #410 · Honolulu, Hawaii 96815
ハワイ州での電話番号：(808) 237-9944 ・カリフォルニア州での電話番号：(310) 923-2315
yuka.hongo12@gmail.com ・ www.hongolaw.com
弁護士本郷友香は、カリフォルニア州、ハワイ州、ワシントンD.C.とニューヨーク州の弁護士資格を有しています。

こちらのニュースレターの「購読」または「購読解除」をご希望の方は、ご希望内容と共に yuka.hongo12@gmail.com にて、メールでご連絡ください。